

「情報公開文書」

受付番号：2022-4-122

課題名：血清の脂質と加齢性疾患・老化による生理機能低下との関連性に関する疫学研究

研究責任者：未来科学技術共同研究センター・教授・宮澤 陽夫

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画の地域住民コホートに参加いただいた方のうち、MRI撮影・認知心理検査（脳と心の健康調査）を受けられた方、且つ、地域住民コホート詳細二次調査に参加いただいた方から、40歳～80歳未満の男女1000名を対象とします。

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2020年1月（倫理委員会承認後）～2024年3月

【研究目的】

血中に存在する酸化を受けた脂質と認知機能低下をはじめとした加齢に伴いリスクが上昇する病気や加齢に伴う身体の生理機能の低下との関連性を明らかにします。

【研究方法】

東北メディカル・メガバンク機構にて保存されている血液サンプルを分譲いただき、血中の脂質の構成や量、酸化を受けた脂質の量を分析します。すでに分析が完了しているMRI画像値や認知機能評価、血液検査の結果などとの関係性を解析します。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：血清

情報：年齢・性別、体重、BMI、血液検査、尿検査、病歴、生活習慣アンケート、認知機能調査、気分プロフィール検査、MRI画像／解析値、遺伝子情報、食事調査

4. 外部への試料・情報の提供

試料・情報は、セキュリティが担保された媒体にて提供されます。遺伝子情報を含む試料・情報については、東北大学未来科学技術共同研究センターで管理し、サントリーウエルネス（株）に持ち出さない。

5. 関係研究組織

サントリーウエルネス株式会社 取締役専務執行役員 健康科学研究所長 柴田 浩志

6. 研究資金と利益相反（企業等との利害関係について）

（本学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、同意説明文書において企業等との利害関係の開示を行っています。）

本研究は、サントリーウエルネス株式会社との共同研究契約に基づき受け入れた研究費を使用し、血清の過酸化脂質と加齢性疾患（特に認知機能低下）および老化による生理機能低下との関連性を明らかにします。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係に追加・変更が生じた場合はその都度、東北大学利益相反マネジメント委員会へ申告し審査を受けることにより、本研究の企業等と利害関係についての公正性を保ちます。

7. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

研究内容に係る連絡先：

国立大学法人東北大学 未来科学技術共同研究センター教授 宮澤 陽夫

〒980-8579

住所 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6-10

TEL 022-795-4307

東北大学の東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート担当

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5161

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「7. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合